

いじめ防止に関する基本方針

上川町立上川中学校

1. いじめの防止に関する基本的な指針

(1) いじめの定義

「『いじめ』とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【留意点】

- ・いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境づくりを図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒について、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 基本理念

- ①いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であるという基本認識のもと、いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感をもち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを念頭に置いて行うよう努める。
- ②いじめの防止等の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、およびこれを認識しながら放置することのないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを大事にする。
- ③いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命および身体を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒に非はないとの認識のもと、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うよう努める。
- ④いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

(3) 基本方針

① いじめの未然防止

日常の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、安心安全な学習環境整備づくりと生徒のコミュニケーション能力や社会性の育成に取り組むことに努める。特にいじめの未然防止に関わっては、生徒の「居場所づくり」、教職員と生徒・生徒同士の「絆づくり」をキーワードに意図的な働きかけを行う必要がある。

② いじめの早期発見

いじめはどの生徒・学校にもいつでも起こりうるということを十分な認識に基き、生徒の発する危険信号を見逃さないよう常に職員全員で意識を高める。また、教職員が多面的な角度から生徒を見るという観点から、アンケート調査や教育相談など実施し、いじめの早期発見に努める。

③ いじめに対する対応

学校の内外でいじめが発見された際には、その実態を短時間のうちに掌握し、いじめの進行状態がどのレベルであるかを生徒指導部を中心に調査し、その状態を「いじめ防止対策校内委員会」に報告し、組織的・計画的に対応する。

④ 「いじめは許さない」という雰囲気をつくる

生徒の豊かな感性と道徳心を培い、豊かな対人関係を形成する能力を養うため、本校が重点的に進めているキャリア教育および道徳教育の充実を図るとともに、自己理解と他者を思いやる心の成長、将来に対する夢や希望を培う活動を推進する。また、生徒会が進めてきた「生徒同士の暖かい人間関係づくりに向けた縦割り活動」を推進し、「いじめのない学校づくり」を目指す。

⑤ 家庭・地域社会との連携

日常から学校の指導方針を広く家庭・地域社会に伝え、家庭との信頼関係と協力体制を築き、家庭との協力による未然防止・早期発見・早期対応に努める。問題が発生した際には、生徒本人や保護者の心情に共感的な理解に努め、学校としての取組や対応方針を明確に伝え、本人・保護者の立場に立って問題解決に努める。また、問題解決にあたっては、関係機関との連携においては、支援会議などを速やかに開催し、スピード感をもって対応する。

⑥ いじめ防止対策に関する評価

学校評価（自己評価）や学校関係者評価、さらに保護者アンケートの項目に、必ずいじめ防止や対応に関する項目を設け、学校としての取組を内外から客観的に評価するシステムを構築する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 教頭、生徒指導主事（生徒指導係）、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談員（教育委員会生涯学習アドバイザー）を構成員とする。必要に応じて、部活動顧問を加えることとする。

イ 活動内容は以下のものとする。

- a アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- b いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。（事例研究等を通じて研修を行う）
- c いじめの具体的な対応に関すること。
- d 毎月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は適時開催する。

	取 組 内 容	役 割 分 担
未 然 防 止	① いじめに関する教職員の研修 ② ピアサポートに関する授業 ③ 外部機関との連絡	○生徒指導主事 ○教育相談員・生徒指導主事 ○生徒指導主事・教頭
早 期 発 見	① 教育相談 ② いじめ実態調査の実施・分析・活用 ③ 学校通信・P T A活動	○生徒指導主事・学級担任 ○生徒指導主事・教頭 ○教頭・P T A事務局次長
早 期 対 応	① いじめが認知された生徒・保護者対応 ② 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察 ③ 外部有識者とのコンサルテーション	○学級担任・学年主任 ○学級担任・学年主任 ○教頭・生徒指導主事 ・教育相談員
重 大 事 態 へ の 対 応	① いじめを受けた生徒へのマンツーマンの保護 ② 専門機関との連携 ③ いじめ対策緊急保護者会の開催	○学年主任・養護教諭 ○教頭・生徒指導主事 ・教育相談員 ○教頭・生徒指導主事

(2) いじめの未然防止

① 体験的な学習を通して自己理解と他者との関わり方を学ぶ

ア キャリア教育

自分の個性を理解し、将来の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。

- a 肯定的な自己理解と自己有用感を体感させる
- b 生徒一人一人の興味関心に基き勤労観・職業観を育成する
- c 自己の進路計画の立案することにより、各段階で暫定的な進路選択を模索させる。
- d 自分の生き方や進路に関する現実的探索機会をもつ。
- e 上川町を訪れた人々へのホスピタリティ（思いやり・心からのおもてなし）を大切にしたい関わり方について地域産業体験学習や勤労体験学習で体験的に学ぶ。

イ 道徳教育

- a 学校の教育活動全体の中に生徒一人一人の「居場所」、生徒と教職員、生徒同士の「絆」をつくる活動を指導計画に位置づけ実践する。
- b 「命の尊さを考える授業」（ワークショップ型の授業）を実施し、思春期の生徒に潤いのある豊かな心を醸成する。中高一貫教育に関する事業を活用する。
- c 道徳の授業・学級活動・総合的な学習や各教科の活動を有機的に関連づけ、それぞれの学習の目的の中に、コミュニケーション能力や道徳的実践力の育成に関わる項目を必ず入れる。
- d いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動することを目的とした学級活動を年度当初（5月）と2学期中盤（10月）に全校で一斉に取り組む。

- ウ 地域活動・ボランティア活動への参加の促進
地域社会の中でボランティア活動を計画的に実践することにより、地域の人々に関わることの喜びを体感させるとともに、社会性の育成・地域社会の一員としての自覚や態度を養う。
 - a P T A 活動を通して、生徒同士の人間関係や生徒と教職員の人間関係を補完する視点を大切にする。(5月:「体育大会」、9月:「学校祭」、各学年毎:「学年親子レク」、「地域のボランティア活動」)
 - b 地域の中で学ぶボランティア活動を通し地域の方々とのふれあう機会を設ける。
 - ・ 6月 「町内公園清掃・花壇整備」
 - ・ 7～8月 地域イベントの手伝い
 - ・ 10月 「交通安全キャンペーン」
 - ・ 2月 「除雪ボランティア活動」

- エ 情報教育
 - a インターネットの利用方法や危険性について学習する場を設定し、インターネットいじめ・SNSトラブルの防止を図る。
 - b 情報教育への正しい理解とマナーに関する学習の実施(年1回)
 - c 啓発資料の配付と学級指導(随時)

- オ 保護者・教職員への啓発活動および関係機関との連携
 - a いじめ防止に関する資料等の収集および、保護者・教職員への啓発活動。
 - b 講演・講習会に関する資料の収集および、保護者・教職員への啓発活動。
 - c 教育委員会・生涯学習教育アドバイザーや社会福祉協議会との連携・協力と体制の構築。

(3) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめの早期発見を目的とした調査を次の通りに実施する。
 - ア 教育相談～下記の相談体制をとり、いじめの早期発見を目指す。
 - イ 定期教育相談：1学期6月、2学期10月の年2回実施。
 - ウ 日常の教育相談：随時生徒の状況を見て声かけ相談をする。
 - エ 臨時教育相談：学期末・学期当初、生徒の状況に合わせて教育相談をする。
 - オ 緊急教育相談：生徒・保護者・地域等よりの要請があった場合、相談を実施する。

- ② その他
 - ア 定期的アンケート調査：定期教育相談の前や学期末・学期当初に実施。
 - イ 保健室の利用状況による観察と相談によって早期発見を目指す。
 - ウ 相談員による相談室の利用状況によって早期発見を目指す。
 - エ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認することによって早期発見を目指す。

学校いじめ防止プログラム

未然防止の取り組み

早期発見の取り組み

	教職員	生徒	保護者・地域
4月	学校いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針の確認 生徒・保護者への説明内容の確認	学校いじめ防止基本方針の説明	学級懇談会 学校いじめ防止基本方針の説明 SNSトラブルに関わる啓発
	新入生の引き継ぎ 小→中 中→高	学習のきまり・生活のきまりの理解	家庭訪問
	生徒とのふれあい（通年）	いじめ相談窓口の周知 校内・教育委員会・教育局・児童相談所	いじめに関わる情報収集（通年）
	ネットパトロール（通年）		学校いじめ防止基本方針の公開 学校HP・学校便りの利用
5月	学校いじめ防止対策委員会 生徒の現状・情報交流	いじめ防止の理解を深める学習	スマホ携帯安全教室への
		「ほっと」の実施	
		体育大会縦割り活動	
6月	学校いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施手順等	いじめアンケート	学校評議員会 学校いじめ防止基本方針等の説明
	教育相談		生徒指導研究協議会参加の呼びかけ
	生徒指導事例研修	スマホ携帯安全教室	
	「ほっと」の結果分析		
	生徒指導研究協議会参加		
7月	学校いじめ防止対策委員会 1学期の取り組みについて点検・反省	思いやり・他者理解を深める道徳授業	1学期の取り組み状況等の公表 学校便り・学校HPなど
	児童・生徒の実態交流 授業参観日への参加等		
8月	学校いじめ防止対策委員会 2学期の取り組み方針の確認	学習のきまり・生活のきまりの再確認	
9月	学校いじめ防止対策委員会 生徒の現状・情報交流	「ほっと」の実施	PTA親子レクの実施
		学校祭縦割り活動・係活動	
		ボランティア活動 シャトルバスネイチャーガイド	

1 0 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 生徒の現状・情報交流</p> <p>「ほっと」の結果分析</p> <p>教育相談</p> <p>生徒指導事例研修</p>	<p>いじめ防止の理解を深める学習</p>	<p>学校評議員会 2学期の取り組み状況の説明等</p>
1 1 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 生徒の現状・情報交流</p>	<p>中高一貫教育講演会 外部講師による豊かな心をはぐくむ講演会</p> <p>いじめ撲滅キャンペーン 生徒会本部</p>	<p>中高一貫教育講演会への参加呼びかけ</p>
1 2 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 2学期の取り組みについて点検・反省</p> <p>児童・生徒の実態交流 授業参観日への参加等</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>2学期の取り組み状況等の公表 学校便り・学校HPなど</p>
1 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 3学期の取り組み方針の確認</p>		<p>学校関係者評価の実施</p>
2 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 年度末反省</p> <p>児童・生徒の実態交流 授業参観日への参加等</p>	<p>ボランティア活動 除雪ボランティア</p>	<p>学校評議員会 1年間の取り組み状況の説明 新年度の取り組み方針の説明</p>
3 月	<p>学校いじめ防止対策委員会 新年度計画</p>	<p>1年間の振り返りと新年度準備</p>	<p>3学期の取り組み状況等の公表 学校便り・学校HPなど</p>

(4) 教職員の資質の向上

- ①生徒との信頼関係を築くことを意識する教職員・「いじめ」の可能性に気づく教職員を目指し、各種講演・研修会の資料の利用および参加を進める。
- ②生徒が主体的に学ぶ授業、学習を实践する職員を目指す。
 - ア 授業規律の定着とその実践に努める。
 - イ すべての生徒が安心して参加・活躍できる授業の工夫。
 - ウ 定期的な研究授業の中で、生徒の学習参加状況を教職員全体で共有する。
 - エ 生徒指導事例研修会の実施。

(5) いじめに対する対応

①情報収集を行う

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、適時、その場でその行為を止める。
(暴力を伴うもの、日常生活の中で進行する精神的ないじめ、などをの見極めを複数の教職員の目で確認する)
- イ 生徒や保護者から「いじめ・いじめが疑わしい」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め、具体的な事実を整理するとともに相手の心情に寄り添った共感的な対応を行う。
- ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- エ 事実の確認と記録を積み重ね、具体的な事実を時系列の中で、誰がいつ、どのような行動が見られたかを整理しておく。
- オ 他の生徒の目に触れないよう配慮し、聞き取りの場所、時間等に慎重に行う。
- カ いじめた生徒が複数いる場合は、複数の教職員が、同時かつ個別に聞き取りを行う。
- キ 教職員・生徒・保護者・地域住民・その他からいじめの情報を集める。
- ク 得られた情報は確実に記録に残す。
- ケ 一つの事象にとらわれ過ぎず、複眼的にいじめの全体像を把握する。

②具体的な支援体制を構築する

- ア 正確な実態把握に基き、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割分担する)
 - a いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - b 保護者への対応
 - c 教育委員会や関係機関等との必要性を即時判断する
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要
- ウ 暴力を伴う場合、生徒の生命、健康に重大な影響が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、タイミングよく組織的に対応する。

③生徒への指導・支援を行う

- ア いじめられた生徒への対応
 - a いじめられた本人や知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
 - b 信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添う支援体制をつくる。
 - c 生徒自身の自尊感情を損なわないよう、生徒の心情や立場を理解し、保護者・周囲の人間関係に配慮した関わりを意識して支援する。
- イ いじめた生徒への対応
 - a いじめは自尊感情を傷つけ、生命、健康に大きな影響を及ぼす行為であることを理解させ、自らの行為を見つめられるよう時間をかけて関わる。
 - b 必要に応じて、別室において指導したり、教育委員会と連携し、出席停止などの懲戒を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - c 指導を行っても十分な効果をあげることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

- d いじめた生徒が抱える問題や生育史，あるいは人間関係にも目を向け，様々な角度から加害生徒の生活背景を理解する。
- e 生徒が抱える日常生活や家庭への不満やストレス（交友関係や学習，進路，親子関係の悩み等）を共感的に理解するとともに，本人の攻撃性を他の方法で行動機制に向けていけるよう指導する。

④学級指導・全体指導

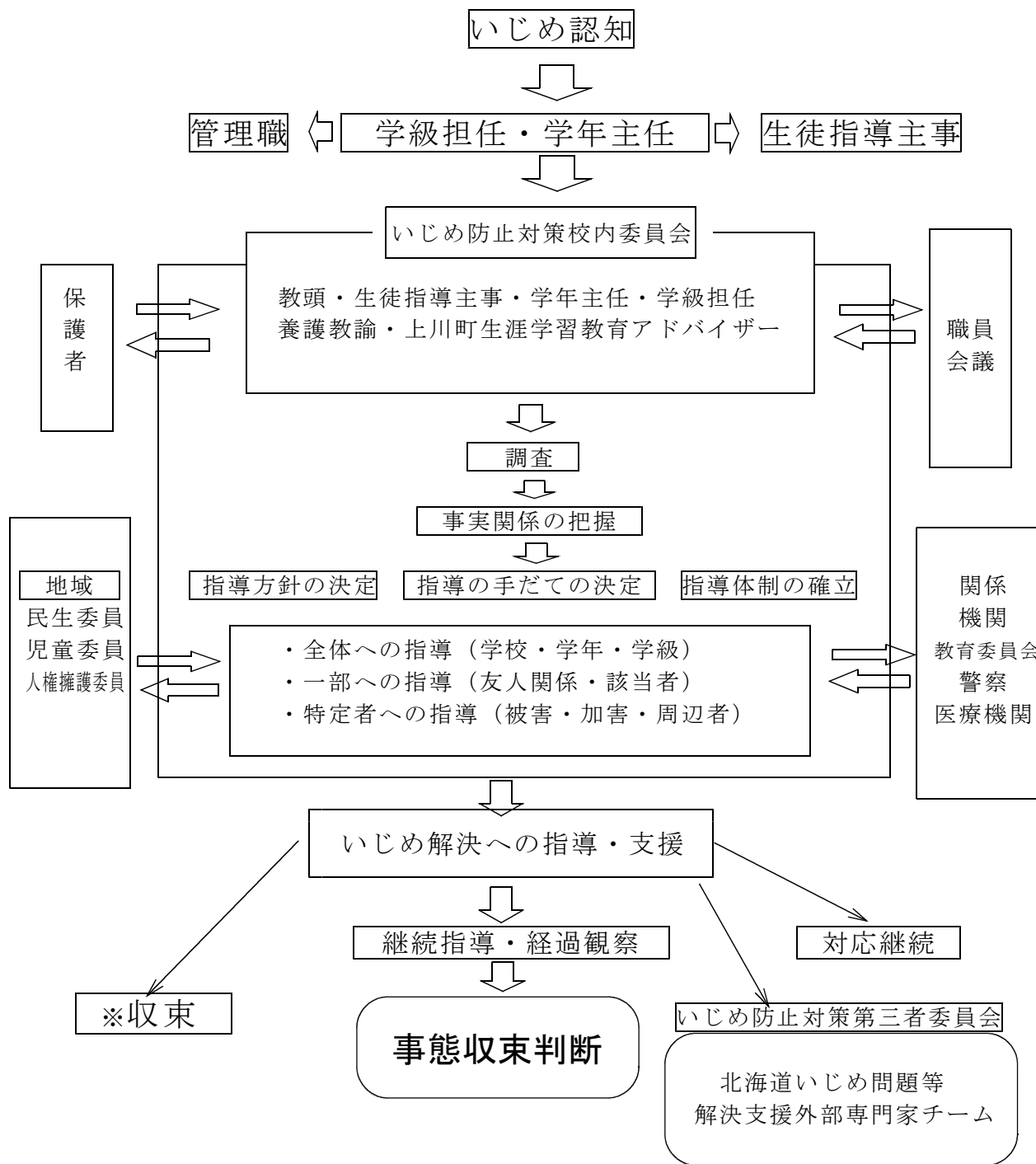
- a 学級討議などを通して，「いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度」を集団として表明できるよう導く。
- b いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題としてとらえさせるとともに，「いじめを直接止めことはできなくても」，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- c いじめやいじめをはやし立てるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤支援する組織

- a 状況に応じて，心の相談員の協力を得るなど，対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- b いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行う。
- c 指導記録等を確実に保存し，生徒の進学・進級や転学にあたって，適切に引継ぎを行う。

⑥保護者との連携

- ア 家庭訪問（加害・被害とも。また，学級担任を中心に複数人数で対応）等により，迅速に事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。
- イ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り保護者の不安を除去する。
- ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した，いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- エ 組織対応図
 - a 事案発生の場合，次の経路をもって組織的に確認・協議・対応を講ずる。
 - b 下図は いじめを認知した際の対応組織図



※いじめの収束とは

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいる
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしている状態をいう。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 教職員の発見
- 生徒からの報告
- 職員からの発見
- 保護者からの報告
- 本人からの発見
- 関係機関からの報告
- 学校の発見
- 地域の発見
- その他



【いじめの報告】※いじめ防止対策委員会の開催

把握者→学級担任等→生徒指導係→教頭→校長



【事実確認・方針決定】※いじめ防止対策委員会での協議

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成



【いじめへの対処】※いじめ防止対策委員会による対処

- いじめの発生を止めようとする
- いじめを止めようとする
- 生徒への支援
- いじめを受けた生徒への支援
- 関係機関との連携
- 関係機関との連携
- 関係機関との連携
- 関係機関との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の児童
校内	<input type="checkbox"/> 徹底的に調査し、事実関係を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒の気持ちをケアし、安心させる。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。	<input type="checkbox"/> 他者への迷惑を減らす。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒への謝罪を促す。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。	<input type="checkbox"/> 周囲の児童への影響を減らす。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒への支援を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。
保護者	<input type="checkbox"/> 事実関係を把握し、適切な対応を行う。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒の気持ちをケアし、安心させる。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。	<input type="checkbox"/> 他者への迷惑を減らす。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒への謝罪を促す。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。	<input type="checkbox"/> 周囲の児童への影響を減らす。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた生徒への支援を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を図る。



【再発防止に向けた取り組み】

- 指導方針の策定・改定
- 教職員の研修・指導力の向上
- 関係機関との連携
- 生徒指導の充実
- 保護者の協力を得る
- 地域との連携
- 関係機関との連携
- 関係機関との連携

いじめ発見・見守りチェックシート

対象生徒

年 組 氏名

朝の会・帰りの会

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。
- 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。
- イライラして、物にあたる。

授業の開始時

- 一人遅れて教室に入る。
- 泣いていたり、泣いた形跡がある。
- 机の上や中が汚されている。
- 机や椅子が乱雑にされている。
- 周囲が何となくざわついている。
- 座席が替わっている。

授業中

- 特定の生徒の名前が何度も話題になる。
- グループ分けや班活動で孤立しがちである。
- 配付物がきちんと配られない。
- 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。
- 冷たい視線が注がれる。
- 教科書やノートに落書きされる。
- 保健室に頻繁に行こうとする。

休み時間

- 職員室や保健室に頻繁に行く。
- 先生の近くにいることが多い。
- 特定の生徒を避ける動きが見られる。
- 一人でぼつんとしている。
- 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。
- 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。
- 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。
- 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。
- 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。

昼食（給食）時

- 配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。
- 望まないおかずを多く盛られる。
- 食べ物を他人に取られる。
- グループから外れて一人で食べる。

清掃時

- 嫌な作業をいつもやらされる。
- 最後まで一人で作業をやらされる。

放課後（部活動）

- 急いで一人で帰る。
- 先生に何か言いたそうにしている。
- 他の生徒の分まで荷物を持される。
- 部活動の後片付けを一人でやっている。
- 部活動を休みがちになる。

その他

- 成績が急に下がる。
- 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。
- 理由がはっきりしていないあざや傷がある。
- 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。
- 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。
- 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。
- 悪口を言われても、愛想笑いをする。
- 人権を無視したようなあだ名をつけられる。

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることと恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。お子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見つけることが可能です。次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないよう見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなげると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- 学校のことやブログ等を今まで以上に気にする。
- メーリングやブログ等を今更に見ようとする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたくない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者前で宿題をやるとうそをついたり。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せたくない。
- 放心状態になっていることが多い。
- 何もしていない時間が長い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるこが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなると理由を聞いても「わからない」と反発する。
- 学校のことやブログ等を詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メーリングやブログ等を見ようとする。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人から電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたくない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のわからない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻りに呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているよう夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言いつつ、急にやめると言い出す。
- 金遣いが荒くならなかったら、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないよつな非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

(6) 教育委員会・関係機関・地域社会との連携

①教育委員会との連携

- ア いじめの問題の解決に向けて、委員会との連携を密にし、情報交換・行動連携に努める。
- イ 連携を密にし、いじめ防止に関する資料等の情報交換を行う。
- ウ いじめの可能性のある情報・状況があった場合、速やかに報告・連絡・相談を行う。
- エ いじめの問題が発覚した際には、綿密な情報共有と行動の連携に努める。

②関係機関との連携

- ア いじめの問題の解決に向けて、関係機関との連携に努める。

③地域社会との連携

- ア 地域をあげて生徒を守り育てるために、地域社会との連携を深め、町P連などの活動を通して、地域に生徒の健全育成の理解啓発活動を行う。
- イ 地域行事に積極的に参加するなどし、生徒・学校との関わりを深める。
- ウ 学校評議員・PTA役員、地域の関係機関職員を学校行事や授業に招聘し、生徒・学校との連携を深める。
- エ 教育活動における地域人材の活用等により、直接、生徒・学校に関わる場面を設定し、実情を理解していただく。

(7) いじめ防止対策に関する評価

- ①いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ア 未然防止・再発防止するための取組に関すること
 - イ 早期発見に関する取組に関すること

3. 緊急性の高い生命の危機が心配される問題への対処

危機管理5原則

- | | |
|------------|-----|
| ①最悪を想定した対応 | (さ) |
| ②慎重な対応 | (し) |
| ③スピーディな対応 | (す) |
| ④誠意をもった対応 | (せ) |
| ⑤組織的な対応 | (そ) |

- (1) 次に掲げるような場合には、緊急事態に対処し、同種の事態の発生の防止するために、速やかに生徒へのアンケートや聞き取り、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ①生徒の自殺企図、自殺をほのめかすなどの状況がある場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④瞬発的な働きかけや日常的継続的なストレスや緊張によって生じた精神性疾患が発症した場合（神経症や反応性のうつ状態など）
 - ⑤年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
 - ⑥生徒や保護者からいじめられ「重大事態」に至ったと申し立てがあった場合
- (2) 調査を行ったときは、「いじめ防止対策校内委員会」における問題整理や関係機関との協議に基づいて、校内で実施した調査結果内容を十分に吟味した上で、生徒の状態に応じて、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 調査を行った際には、教育委員会に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を踏まえ、教育委員会や関係機関との連携と支援を受け、必要な対応を行う。